

公益信託経団連自然保護基金 2018年度募集要項

項 目	内 容	備 考
1. 助成対象活動	<p>1-1. 開発途上地域の自然保護活動</p> <p>以下の4条件を全て満たす活動            ■主としてアジア太平洋地域の開発途上地域において、自然保護を目的として実施される事業であること。            とくに、生物多様性の保全を目的とした事業を優先する。            ■事業対象地の行政機関、関係国際機関、非政府組織及び地域住民などからも応分の協力が得られること。            ■その成果が特定の団体や個人の利益に資するものではないこと。            ■事業が科学的知見を持つ専門家により実施されるか、または事業の実施にあたり科学的知見を持つ専門家からの助言・協力が得られること。</p> <p>1-2. 日本国内の野生動植物の保護繁殖活動</p> <p>(1)以下の3条件を全て満たす活動            ■右記のいずれかに該当すること。            ■その成果が特定の団体や個人の利益に資するものではないこと。            ■事業が科学的知見をもつ専門家により実施されるか、または事業の実施にあたり科学的知見を持つ専門家からの助言・協力が得られること。            (2)なお、東日本大震災や熊本地震等被災地域における生物資源の再生に資する事業は、野生動植物の保護繁殖活動として、助成対象とします。</p> <p>1-3. 日本国内の自然保護活動</p> <p>(1)以下の4条件を全て満たす活動            ■右記の地域に係る自然保護を目的として実施される事業であること。とくに生物多様性の保全を目的とした事業を優先する。            ■事業対象地の行政機関、関係公的機関、他の公益団体・非政府組織及び地域住民などからも応分の協力が得られること。            ■その成果が特定の団体や個人の利益に資するものではないこと。            ■事業が科学的知見をもつ専門家により実施されるか、または事業の実施にあたり科学的知見を持つ専門家からの助言・協力が得られること。            (2)なお、東日本大震災や熊本地震等被災地域における自然環境の再生に資する事業は、生物多様性の保全の基礎となる活動として、助成対象とします。</p>	<p>以下のいずれかに該当する事業            ①野生動植物の保護繁殖を図るための施設等の整備事業            ②野生動植物の生息・生育環境の改善に関する事業            ③野生動植物の保護繁殖思想・保護繁殖技術の普及啓発等            ④野生動植物の生息・生育等に関する調査、保護繁殖手法等の研究</p> <p>以下の法律に基づき指定された地域            ①自然環境保全法            ②自然公園法            ③古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法            ④首都圏近郊緑地保全法            ⑤近畿圏の保全区域の整備に関する法律            ⑥明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法            ⑦都市計画法(風致地区に限る)            ⑧都市緑地保全法</p>
2. 応募資格	<p>2-1. 開発途上地域の自然保護活動</p> <p>以下の3条件を全て満たす団体            ■助成対象事業の実施状況および予算・決算などの財政状況について、当基金の求めに応じて適正な報告のできる団体            ■法人格を有する団体、又は、これと同程度に社会的な信頼を得ている任意団体            ■3年以上の自然保護活動の実績がある団体</p> <p>2-2. 日本国内の野生動植物の保護繁殖活動</p> <p>以下の3条件を全て満たす団体            ■助成対象事業の実施状況および予算・決算などの財政状況について、当基金の求めに応じて適正な報告のできる団体            ■法人格を有する団体、又は、これと同程度に社会的な信頼を得ている任意団体            ■当該業務について右記に該当し、野生動植物の保護繁殖を主たる目的とする団体</p> <p>2-3. 日本国内の自然保護活動</p> <p>以下の3条件を全て満たす団体            ■助成対象事業の実施状況および予算・決算などの財政状況について、当基金の求めに応じて適正な報告のできる団体            ■法人格を有する団体、又は、これと同程度に社会的な信頼を得ている任意団体            ■3年以上の自然保護活動の実績がある団体</p>	<p>①国又は地方公共団体の委託を受けている特定公益増進法人            ②その構成員に国若しくは地方公共団体又は上記①に該当する法人が含まれているもの            ③国又は地方公共団体が出資をしているもの            ④上記②又は③に類するものとして環境大臣が認めたもの</p>
3. 助成期間	<p>(1)助成期間は、2018年4月1日から2019年3月31日までの1年間とします。複数年にわたる助成を希望する場合は、翌年度以降の活動助成についてあらかじめ申請が必要です。なお、翌年度に継続申請する場合は、当年度の「中間報告書」が期日までに提出されていることが条件となり、<b>活動実績の評価に基づき、継続支援を決定します。</b></p> <p>(2)同一活動に対する助成は、原則として3年間を限度とします。(連続4年以上の助成は行いません。)</p>	
4. 助成金	<p>4-1. 標準金額</p> <p>標準金額の定めはありません。(申請活動の内容・収支計画を考慮して助成金額を決定します。)</p> <p>4-2. 助成対象となる費用</p> <p>(1)資材・物品の購入や貸借、用地・建物の購入や設置、又はこれらの修繕に係る経費            (2)人件費(非常勤職員の労務費、専門家への謝金等)            (3)旅費・交通費・宿泊費(現地事務所の光熱費・食費等)            (4)通信費・印刷費(資料の翻訳・出版に係る経費)</p> <p>4-3. 助成対象とならない費用</p> <p>(1)人件費(常勤職員の労務費)            (2)業務委託費(助成対象活動の全部の第三者への委託)</p>	<p>『助成実績一覧』参照</p>

公益信託経団連自然保護基金 2018年度募集要項

項目	内容	備考
5. 選考方法	<p>専門知識又は学識経験を有する者による採点結果に基づき、運営委員会で主として以下の基準により総合評価を行い選考します。</p> <p>(1)意義            ■現状の問題認識に鑑み、適切かつ効果的な活動内容であること。</p> <p>(2)効果            ■実効性のある事業計画であること。            ■事業遂行上、適切な収支予算が計上されていること。</p> <p>(3)信頼性            ■申請団体が、当該活動の遂行のために十分な経験・能力を有していると考えられること。</p>	
6. 応募方法	6-1. スケジュール	『年間スケジュール』参照
6-2. 応募期間	<p>以下の期間において、基金管理システムでのWEB申請が可能です(予定)。  <b>◆2017年10月2日(月)09:00～12月4日(月)17:00(日本標準時登録完了分有効)◆</b>            * WEB申請システムの正式名称: 経団連自然保護基金管理システム(以降、基金管理システムと略します)</p> <p>尚、締め切り時刻が過ぎますと、申請書登録ボタンが自動的に無効となりますので予めご了承ください。            時間に余裕を持って申請ください。</p>	<p>・詳細は、申請方法のご案内(マニュアル; 基金管理システム利用開始時に当HPにて公開予定)をよくご覧下さい。            ・申請書提出ボタンを押し、システムへの登録が完了すると、自動返信で申請書登録の通知メールが(申請書に登録した担当者宛に)送信されます。本項以降、期間は全て日本標準時で示しています。</p>
6-3. 申請書類	応募時および助成実施後に必要となる書類については、『申請・報告書類』をご参照下さい。	『申請・報告書類』参照
6-4. 申請手続	<p>申請手続の詳細は、募集要項別紙をご覧ください。* 基金管理システムは10/2 09:00より利用が可能となります</p> <p>(1)ユーザー登録: 右記URLより「支援申請」に必要な基金管理システムのユーザー登録を行って下さい。            ユーザー登録を送信すると、自動返信メールにてユーザーIDとパスワード、プロジェクト番号が送信されます。</p> <p>(2)申請書提出: 発行されたユーザーIDとパスワードで、基金管理システムに入り、I.支援申請書(兼 誓約書)、II.プロジェクト要約表(日本語で申請の団体は和英両方)に入力し、III.プロジェクト提案書を添付して下さい。            入力内容を確認後、申請書提出ボタンを押し、送信して下さい。</p> <p>(3)参考資料の提出(任意): プロジェクトや申請団体の補足となる資料を提出して下さい。データ化可能なものは、できるだけ基金管理システムの”資料添付”機能を利用して下さい。ファイルサイズは1ファイル最大25MBとなります。</p> <p>(4)申請完了の確認: 申請書提出ボタンを押し、申請内容が受け付けされた場合は、申請書の登録完了通知メールが登録されたメールアドレス(申請書の連絡先登録者宛)に自動発信されます。</p>	<p>【関連URL】            1)経団連自然保護協議会HP内、経団連自然保護基金URL(支援プロジェクト募集);  <a href="https://www.keidanren.net/kncf/fund/project/">https://www.keidanren.net/kncf/fund/project/</a>            2)ユーザー登録画面アクセス用URL;  <a href="https://kncf.jp/entry/top.html">https://kncf.jp/entry/top.html</a>            *ユーザー登録は10/2 09:00より開始します            3)申請方法のご案内(基金管理システム利用者マニュアル);            システム利用開始時に当HPにて公開予定  <b>公開後、申請希望者は本利用者マニュアルを事前によくご覧の上申請ください。本利用者マニュアルは毎年改訂されます。</b>            4)支援申請内容(I.支援申請書(兼 誓約書)、II.プロジェクト要約表(和・英)は、基金管理システム利用時に入力、III.プロジェクト提案書(MS Word))は入力後、システム内の資料添付機能により添付して下さい。尚、これらの書類は印刷出力可能です。</p>
7. 助成決定	7-1. 決定通知	
7-2. 修正計画	<p>(1)助成決定金額が申請金額と異なる場合は、申請の際の事業計画および収支予算を決定金額に応じて見直し、<b>2018年5月31日(木)17:00(時間厳守のこと)</b>までに、基金管理システムに入力の上、提出して下さい。            なお、修正にあたっては、システム上の所定の書式を使用し、当初計画の基本的な部分を削除することは認められません。尚、締め切り時刻が過ぎますと、修正計画・口座情報入力ボタンが自動的に無効となりますのでご注意ください。            ■修正収支計画(助成決定額が申請額と異なる場合のみだが、同じであってもシステム上の更新作業は必要)            ■助成金振込口座届(必須 必要事項入力後印刷し、代表者の捺印 pdf化して添付)            (2)助成決定後に、当初計画および予算等に重大な変更が生じた場合は、速やかに受託者(三井住友信託銀行)宛に連絡し承認を得て下さい。なお、連絡を怠ったときや受託者の承認が得られないときは、助成金の一部又は全部の返還を求められます。</p>	助成決定金額が申請金額と同額だった場合でも更新作業は必ず行って下さい。
7-3. 助成金の振込	<p>(1)前期助成金  <b>「修正計画書」、「助成金振込口座届」の提出が完了した日(受領日)が4月末以前の場合は5月末迄、また同受領日が5月末以前の場合は6月末迄に助成決定金額の50%をご指定の銀行口座へ原則振込むものとします。</b></p> <p>(2)後期助成金  <b>「中間報告書」のご提出を頂いた後、残りの50%を11月末迄にご指定の銀行口座へ原則振込むものとします。</b></p>	

